

資料編

資料1：大分市都市計画マスタープランの策定経過

資料2：大分市都市計画マスタープラン策定の遍歴

資料3：用語解説

資料 1：大分市都市計画マスタープランの策定経過

平成30年度			
平成30年	11月16日	第41回大分市都市計画審議会 ・大分市都市計画マスタープランの改定について（報告事項）	
令和元年度			
令和元年	5月24日	第42回大分市都市計画審議会 ・大分市都市計画マスタープランの改定について（報告事項）	
	7月25日	大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会設置	
	8月2日	第1回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会及びワーキング部会 ・大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会設置について ・大分市都市計画マスタープラン改定の方針、スケジュール 等	
	8月26日	第2回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会ワーキング部会 ・大分市都市計画マスタープラン改定の方針、スケジュール 等 ・大分市都市計画マスタープラン（序章～第2章）の改定案について（意見募集） ・パブリックコメントの実施予定について	
	10月28日	第3回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会ワーキング部会 ・大分市都市計画マスタープラン（序章～第2章）の改定案に対する意見集約結果について	
	11月6日	第2回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会 ・大分市都市計画マスタープラン（序章～第2章）の改定案について ・パブリックコメントの実施予定について	
	11月25日 ～12月24日	「大分市都市計画マスタープラン」改定に伴う基本方針についての市民意見公募（パブリックコメント）の実施 ○意見件数：1件 ○意見内容：市街化調整区域の計画的な見直しについて	
	令和2年	1月20日	第4回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会ワーキング部会 ・大分市都市計画マスタープラン（序章～第2章）の改定案の修正について ・大分市都市計画マスタープラン（第3章、4章）の改定案について（意見募集） ・「大分市都市計画マスタープラン」改定に伴う基本方針についての市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について
		2月21日	第44回大分市都市計画審議会 ・大分市都市計画マスタープラン（素案）について（報告事項）
		2月25日	第3回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会及び第5回ワーキング部会 ・大分市都市計画マスタープラン（素案）について

令和2年度		
令和2年	7月13日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：鶴崎市民行政センター 大会議室 ○参加者数：59名
	7月14日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：大在公民館 集会室 ○参加者数：21名
	7月15日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：王子中学校 体育館 ○参加者数：26名
	7月16日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：滝尾小学校 体育館 ○参加者数：26名
	7月17日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：坂ノ市公民館 集会室 ○参加者数：21名
	7月20日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：コンパルホール 多目的ホール ○参加者数：34名
	7月21日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：植田市民行政センター 大会議室 ○参加者数：41名
	7月22日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：明治明野公民館 集会室 ○参加者数：33名
	7月27日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：大南公民館 集会室 ○参加者数：33名
	7月28日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：佐賀関公民館 集会室 ○参加者数：18名
	7月29日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：大分東部公民館 集会室 ○参加者数：13名
	7月30日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：野津原公民館 第1会議室、第2会議室 ○参加者数：18名
	7月31日	大分市都市計画マスタープラン（素案）に関する住民説明会 ○開催場所：南大分公民館 集会室 ○参加者数：26名

令和2年度	
7月22日 ～8月5日 8月31日	<p>大分市都市計画マスタープラン（素案）の縦覧</p> <p>大分市都市計画マスタープラン公聴会</p> <p>○公述者数：3名</p> <p>○意見内容：①尾田川の河川環境の保全・整備等について ②防災的視点を踏まえた都市計画の検討について ③山林の持続可能な仕組みづくりと有効活用について</p>
9月3日 ～9月23日	<p>第6回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会ワーキング部会（書面開催）</p> <p>・住民説明会及び素案の縦覧、公聴会の実施結果について ・大分市都市計画マスタープラン（案）について（意見募集）</p>
10月6日	<p>第4回大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会</p> <p>・住民説明会及び素案の縦覧、公聴会の実施結果について ・大分市都市計画マスタープラン（案）について</p>
10月20日 ～11月4日	<p>大分市都市計画マスタープラン（案）の縦覧</p>
11月24日	<p>第45回大分市都市計画審議会</p> <p>・大分市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）</p>
令和3年 3月26日	<p>大分市都市計画マスタープランの公表</p>

資料 2：大分市都市計画マスタープラン策定の遍歴

<p>平成 7 年 4 月</p>	<p>「大分市総合都市整備基本計画」の策定</p> <p>平成 4 年 6 月改正の都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定</p> <p>計画の総合性を重視し、将来像、土地利用計画、交通ネットワーク、公園緑地計画、防災ネットワークなどが一体となり相互に補完・影響しあってランドデザインを達成するための方針を定める</p>
<p>平成 16 年 12 月</p>	<p>「大分市都市計画マスタープラン」の策定</p> <p>平成 16 年 4 月の「大分都市計画区域マスタープラン」の策定や「都市化社会」から「都市型社会」への移行など、経済・社会情勢の変化を踏まえて「大分市総合都市整備基本計画」を見直し、「大分市都市計画マスタープラン」として策定</p> <p>策定にあたり、都市づくりの視点として「コンパクト」や「再生」を設定することや「地域の課題が今後の地域の都市づくり方針となる」をキーワードにアンケート調査、意見拝聴会、説明会などを実施</p> <p>将来都市像：心かよい緑あふれる躍動都市 目標年次：平成 32 年</p>
<p>平成 20 年 5 月</p>	<p>「大分市都市計画マスタープラン」の一部改訂</p> <p>平成 18 年改正の都市計画法などを踏まえて「大分市都市計画マスタープラン」を一部改訂</p> <p>(主な改訂点)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの拡大成長を前提としたまちづくりを転換し、既存ストックを有効活用しつつ都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現するため、「大規模集客施設などの立地制限」及び「市街化調整区域における大規模住宅開発の制限」の項目を追加 <p>将来都市像：ともに築く希望あふれる元気都市 目標年次：平成 32 年</p>
<p>平成 23 年 3 月</p>	<p>「大分市都市計画マスタープラン」の改定</p> <p>少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、まちづくり三法（都市計画法・大規模小売店舗立地法・中心市街地活性化法）の改正、市町合併、中間目標年次の到来や「大分都市計画区域マスタープラン」及び「佐賀関都市計画区域マスタープラン」の改訂などを踏まえて「大分市都市計画マスタープラン」を改定</p> <p>(主な改定点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画対象区域を本市全域とし、将来都市像及び基本理念を上位計画である「大分市総合計画」に合わせ設定 「全体構想の土地利用の方針」に、「都市計画の方針」の項目を追加 「地区別構想」に、「佐賀関地区」「野津原地区」の構想を追加 「計画の実現に向けて」に、計画の進捗状況の評価検証などの項目を追加 <p>将来都市像：ともに築く希望あふれる元気都市 目標年次：平成 42 年</p>

<p>平成 28 年 7 月</p>	<p>「大分市都市計画マスタープラン」の一部改訂</p> <p>本市中心市街地は「大分駅周辺総合整備事業」の実施により、「庄の原佐野線」や「大分いこいの道」、「ホルトホール大分」などが供用開始し、さらに平成 27 年 4 月に「JR おおいたシティ」や「大分県立美術館」が開業し、中心市街地の都市構造が大きく変化してきたため「大分市都市計画マスタープラン」を一部改訂 (主な改訂点) ・中心市街地を含む「大分地区地区別構想」の見直し</p>
<p>令和 3 年 3 月</p>	<p>「大分市都市計画マスタープラン」の改定</p> <p>中間年次の到来や、県が策定する「大分都市計画区域マスタープラン」などの改訂、少子高齢化・人口減少社会への対応や頻発・激甚化する自然災害への対応など社会情勢の変化等を受けて、「大分市都市計画マスタープラン」を改定 (主な改定点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像及び基本理念を上位計画である「大分市総合計画」に合わせ設定 ・「都市づくりの基本方針」に防災・減災の観点の方針を追加 ・「将来都市構造」の広域連携軸として豊予海峡ルートについての記述を追加 ・佐賀関都市計画区域を準都市計画区域に変更 ・大分市立地適正化計画等の策定を踏まえ、多極ネットワーク型集約都市の形成に向けた、各拠点への都市機能の維持・誘導や低・未利用地の活用に関する記述を強化 ・「全体構想」の章立てを一部変更（「4.自然的環境の保全、整備の方針」、「5.都市環境・景観形成の方針」を「4.環境保全・整備の方針」、「5.景観保全・形成の方針」に再構成） ・「全体構想」の土地利用の方針で、市街化調整区域における市街化区域への編入や土地利用の規制緩和を検討する地域に関する記述を追加 ・「全体構想」の交通施設整備方針図について、区域マスタープランとの整合を図り、都市計画道路の整備優先度を区分 ・「全体構想」の交通施設の整備方針で、「自転車利用環境の整備方針」と「モビリティ・マネジメント（MM）の実施方針」の項目を追加 ・「全体構想」の都市防災の方針で、「復興事前準備等の取組」の記述を追加 ・「地区別構想」の「西部海岸地区」における「現況課題図」と「まちづくり方針図」を追加 <p>将来都市像：笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市 目標年次：令和 22 年</p>

資料3：用語解説

※用語解説は、本マスタープランにおける用語の解説とする。

あ行	
アイデンティティ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。 ・一体性。
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・接近、近づくための交通手段。
エコロジカルネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。
NPO (Non-Profit Organization)	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的ではない目的の実現のために活動する組織。市民による自主的なまちづくりや自然環境保全などの盛り上がりなどを背景に、市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられるようになった。
エリアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における良好な環境や価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組。
延焼遮断帯	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、鉄道、広場など、火災の延焼を防止するための不燃空間。
大分市立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など社会情勢が変化するなか、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面および経済面において持続可能な都市経営を行うこと、公共交通等の効率化により低炭素型の都市構造を実現すること、災害から人命を守ることなどを推進していくため、都市の基本構造の在り方の見直しを行い、暮らしやすさの確保とともに地域の魅力づくりを一体的に推進する計画。 ※立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされる。 (都市再生特別措置法第82条)
オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などの公共施設において、建物などによって覆われていない土地の総称。
か行	
開発許可	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく開発行為などに対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限。また、一定の開発行為については、都市計画区域の内外にかかわらず許可の対象となり、適正な都市的土地利用の実現のための役割をはたす。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・主として建築物の建築または特定工作物（ゴルフコースやコンクリートプラントなど）を建設するために行う土地の区画形質の変更。なお、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う公共施設（道路など）の新設・廃止・付け替えや切土・盛土または宅地以外の地目を宅地に変更することなどをいう。
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。
既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・一般には、都市において既に建物や道路などが整備されて、市街地が形成されている地域。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、上下水道などの公共施設整備。
協働	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民、事業者、NPOなどが対等な関係を結び、適切な役割分担のもとに連携し協力し合うことをいう。

か行 (つづき)	
区域区分	・市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。
グリーンインフラ	・自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
建築協定	・建築基準法に基づき、住宅地の居住環境や商店街としての利便性などを維持増進していくため、土地の所有者などの合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関して定める協定。
建築行為	・建築物を新築、増築、改築又は移転する行為。
公共公益施設	・道路、公園、下水道などのまちの骨格を形成するような施設や教育施設、集会所などの住民生活に必要な施設。
交通需要マネジメント	・自動車利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更などを促し、交通混雑の緩和をはじめとする交通問題の解決を図る手法。
コミュニティ	・地域社会やある共通の意識によりつながっているまとまり。地域共同体など。
コンパクト	・都市的土地利用の郊外への拡大を抑制するとともに中心市街地や地区拠点などに都市機能を集積させ、その拠点を公共交通などで連携することにより集約型都市構造の構築を図ること。生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市の実現を目的としている。
さ行	
里山	・人里及び都市周辺にある生活に結びついた低山、丘陵、森林など。
シェアサイクル	・自転車を他の人とシェア（共有）し、好きなタイミング、好きな場所で、好きな時間利用するための仕組み。
市街化区域	・都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	・都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地再開発事業	・都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、道路などの公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備を行う事業。
地すべり防止区域	・地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
住区基幹公園	・住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園。
準都市計画区域	・都市計画区域外の区域のうち、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域で県により指定された区域。
準防火地域	・建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために指定された地域。
人口集中地区（DID）	・国勢調査の結果から、人口密度が1km ² 当たり4,000人以上の区域が互いに隣接し、かつ、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。
ストック	・既に整備された道路、公園などの公共施設及び建築物や宅地などが蓄えられていること。

さ行 (つづき)	
ストックマネジメント	・既存ストックの機能診断を実施し、その結果に基づいて、ストックの有効活用や長寿命化といった、機能保全対策を講じるための管理手法。
ストリートファニチャー	・道路や広場などの屋外公共空間に設置される施設の総称。街灯、案内板、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停などの歩行者に快適さを提供するための施設。
スマートシティ	・都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われる持続可能な都市のこと。
た行	
多極ネットワーク型集約都市	・教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。
地域地区	・都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地区計画	・住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度。
駐車場配置適正化区域	・歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため、駐車場の配置適正化・集約化を図る区域。立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内に指定することができる。
中心市街地	・広域都心内のJR大分駅を中心とした商業・業務地。
特定用途制限地域	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域及び準都市計画区域内の用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途を定める制度。
特別用途地区	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域を補完するもので、特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護などを図るために、基本となる用途地域の制限の強化又は緩和を行う制度。
特別緑地保全地区	・都市緑地法第12条に規定される地区で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限により現状凍結的に保全する制度。なお、特別緑地保全地区に指定されると建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成などが規制されるため、土地所有者の土地利用に著しい支障をきたす場合は、県、市などがその土地を買入れることとなる。現在、本市には特別緑地保全地区の指定はない。
都市計画区域	・自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で県により指定された区域。

た行 (つづき)	
都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設など都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域。
都市計画区域マスタープラン (区域マスタープラン)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。 ・県が、広域的な見地から、都市計画に関する基本的な事項を定めるもので、次のような内容を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画の目標 ② 区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針 ③ 土地利用、道路や公園などの都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針
都市計画マスタープラン (市町村マスタープラン)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。 ・住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地区別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。なお、市町村マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想（大分市総合計画）並びに区域マスタープランに即さなければならない。
都市再生特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
都市のスポンジ化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。
土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。
土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法に基づき、道路・公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。
な行	
南海トラフ	<ul style="list-style-type: none"> ・四国の南の海底にある水深 4,000m級の深い溝（トラフ）のこと。非常に活発で大規模な地震発生帯である。
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・要望、需要。
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに結びつくこと。つながり。
は行	
パークアンドライド	<ul style="list-style-type: none"> ・都心部への自動車交通の削減と公共交通利用促進のため、自宅から車で最寄りの駅またはバス停周辺に駐車し、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して目的地に向かう移動形態。
ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。
パブリックアート	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館、ギャラリー以外の広場、道路や公園などの公共的な空間（パブリックスペース）に設置される芸術作品。設置される空間の環境的特性や周辺との関係性において、空間の魅力を高める役割をになう公共空間を構成する一つの要素。

は行 (つづき)	
バリアフリー	・だれもが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
東九州自動車道	・福岡県（北九州市）を起点に、大分県・宮崎県を經由し、鹿児島県までの九州東部を縦断する高速道路。
ヒートアイランド現象	・地表面の被覆域の人工化（建物、道路等）、緑の減少や、多様な産業活動や社会活動に伴う熱の排出などが原因となり、都市の気温が周囲に比べて高くなる現象。
BRT	・バス・ラピッド・トランジット（Bus Rapid Transit）の略で、連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時制の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
風致地区	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。
復旧・復興まちづくりサポーター制度	・「まちなかに堆積した土砂の排除」及び「復興まちづくりのための事前準備」についてノウハウを伝授できる地方公共団体の職員・OBを「復旧・復興まちづくりサポーター」として登録し、地方公共団体を支援する制度。
復興事前準備	・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
プロセス	・何かの目的に向かって取組む際の過程や経過。
保安林	・水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
防火地域	・建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するために指定された地域。
ま行	
マネジメント	・英語で「管理」「経営」を意味する言葉で、組織等において目標を設定し、その目標を達成するために、限りある資源を効率的に活用すること。
マルチモーダル施策	・良好な交通環境を形成するために、道路のみならず航空、海運、水運、鉄道など、複数の交通機関と連携し、都市への車の集中を緩和する総合的な交通施策。
ミティゲーション	・事業の計画段階から環境への影響を回避、最小化、軽減あるいは代償措置を図るといった環境保全措置。
みなとオアシス	・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したもの。
メッシュ	・網の目といった意味を持ち、100mメッシュであれば100m×100mの四角のこと。
モーダルシフト	・トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。
モビリティ・マネジメント（MM）	・地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組。

や行	
用途地域	・都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、13種類の用途地域がある。
ユニバーサルデザイン	・障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
ら行	
ライフスタイル	・生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
リダンダンシー	・国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。
RORO船 (Roll-on roll-off ship)	・ロールオン・ロールオフ船の略。船体と岸壁を結ぶ出入路を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる貨物専用フェリー。

地区別構想の土地利用区分について	
商業・業務地	・地区における重要な商業・業務地。
沿道商業地	・幹線道路沿道に商業・サービス施設などが集積している市街地。
住工混在地	・住宅と工場などが混在した市街地。
都心（地区拠点） 居住型住宅地	・中心市街地や地区拠点及びその周辺の中高密度の住商混在型市街地。
一般住宅地	・住宅を中心とした土地利用であるが、一部商業施設なども立地している市街地。
専用住宅地	・郊外の住宅団地など、まとまった低～中層専用住宅地を形成している市街地。
農地	・まとまった農地。
集落地	・既存集落。
工業地	・臨海部や内陸部の大規模工場地など。
流通業務地	・臨海部や流通業務団地などの流通業務施設が集積している市街地。
教育・研究施設地	・大学、インテリジェントタウンなどの教育・研究施設。
山地・丘陵地	・緑地として保全する山地・丘陵地など。

表紙写真

右上：潤いの大地（出典：おおいたきれい百選）

左上：夕景の工場群（出典：おおいたきれい百選）

下：大分いこいの道（出典：おおいたきれい百選）

編集・発行 **大分市 都市計画部 都市計画課**

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL (097)534-6111

FAX (097)536-7719

E-mail tosikeikaku@city.oita.oita.jp

URL <http://www.city.oita.oita.jp>

令和3年3月26日 公表

OITA CITY MASTER PLAN



大分市